



立 監 第 596 号
令和 5 年 12 月 22 日

立川市長
酒 井 大 史 殿

立川市監査委員 村 木 良 造
同 土 谷 伸 明
同 門 倉 正 子

令和 5 年度第 2 回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。
この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として、監査の対象に係る措置を
講じたときは、同条第 14 項の規定により、監査委員に通知するものとする。

令和5年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査。

2 監査の対象

令和5年4月1日から同年9月30日までの福祉保健部（保健医療担当部長が所管する部署を除く）が所管する事務の執行等。

3 監査の項目及び着眼点

- （1）予算の執行事務は、法令等に適合し、かつ正確に行われているか。
- （2）現金、郵券等の管理は、適正に行われているか。
- （3）財産（施設、備品等、債券等）は、適正に管理、使用されているか。
- （4）財務及び事務事業に関する事項。
- （5）監査結果の措置状況。

このほか、事務事業や予算の執行について、経済的、効率的、効果的なものとなっているか。

また、リスクが高いと認められる次の事項について監査した。

- （ア）委託料について、契約書、仕様書のとおり行われていることを確認して、支払われているか。
- （イ）委託料について、実施報告書等や品質管理チェックリストの内容を確認して、必要な助言・指導が行われているか。
- （ウ）負担金補助及び交付金について、交付申請書及び請求書等に不適切な訂正等はないか。
- （エ）要綱と様式等は一致しているか。

4 監査の基本方針

立川市監査基準及び監査基本計画に基づき実施した。

5 監査の実施内容

所管の部署から関係書類の提出を求め、実査や関係職員の説明を聴取するなどして実施した。

監査の期間は、令和5年9月15日から同年12月22日まで。

第2 監査の結果

事務の執行等は、監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、是正及び改善を要する事項が一部に見受けられたので、以下に述べる。

なお、このほかにも、注意事項としたものについて、改善を求める。

1 歳入予算の執行状況について

調定票及び関係書類について調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 雑入

①心身障害者用自動車事業（個人負担分）（障害福祉課）

心身障害者用自動車運行事業に係る「利用費用」の支払いを「タクシー及びガソリン費助成券」をもって支払いに充てている場合の歳入の取り扱いについて、減額調定を行っていること。

2 歳出予算の執行状況について

起案文書回付票、当該添付書類及び関係書類について調査したところ、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 委託料

①母子・女性緊急一時保護事業（生活福祉課）

特命随意契約理由書を作成せずに契約されていた。

(2) 負担金、補助及び交付金

①社会福祉協力委員研修補助金（地域福祉課）

立川市社会福祉協力委員研修補助金交付要綱の規定によらず、補助金の支払いが行われていた。

(3) 扶助費

①中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業（福祉総務課）

出席簿への押印について、「担当者の印」を求めているにも関わらず、「出席」という印が押印されているものがあつた。

3 予算流用・予備費充当について

調書について調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

4 財政援助団体について

調書について調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

5 在庫品について

在庫品調査表に基づき実査したところ、おおむね適正に管理されていた。

6 備品について

備品調書及び備品を抽出して検査したところ、おおむね適正に管理されていたが、次のような取り扱いとなっているものがあった。適正に管理されたい。

(1)「設置場所等」が不明確なもの、変更されていないもの

①使用する機会が少ないことから、指定管理者が管理する（登録された設置場所等とは異なる）場所で保管されているものがあった。（福祉総務課）

(2)「非活用」なもの、「廃棄」されていないもの

①用途について、本来の用途とは異なる用途で使用されているものがあった。（障害福祉課）

7 現金取扱について

立川市公金取扱指針に基づく帳票は整備されており、現金及び現金出納印について実査したところ、おおむね適正に管理されていた。

8 郵券・金券等の管理について

郵券・金券等管理簿について調査したところ、次のような点が見受けられた。適正に管理されたい。

(1) 購入した郵券について、管理簿に記入されていないものがあった。（福祉総務課）

(2) 郵券を使用した月のみ管理簿を作成していた。（障害福祉課）

(3) 返却等された郵券について、管理簿に記入（戻入）されていなかった。（障害福祉課）

9 車両管理状況について

車両について実査したところ、おおむね適正に管理されていた。

10 自動車運行日誌について

自動車運行日誌について調査したところ、おおむね適正に管理されていた。

11 被服貸与簿について

被服貸与簿について調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

12 規則等について

次のような点が見受けられた。必要な手続き、見直し等を行われたい。

(1) 規定された手続きが行われていなかったもの

1. 立川市社会福祉法人指導監査実施要綱（福祉総務課）

(2) 見直しを求めるもの

1. 立川市自立支援通訳員派遣事業実施要綱（福祉総務課）

2. 立川市総合福祉センター条例施行規則（福祉総務課）

3. 立川市曙福祉会館管理運営要綱（福祉総務課）

4. 立川市福社会館施設夜間貸出要綱（福祉総務課）

（３）規則等の本文または様式に、「誤った」または「不必要」な事項等がある（となっている）もの

1. 立川市高齢者・障害者世帯等住宅保証事業（たちかわ入居支援福祉制度）実施要綱（福祉総務課）
2. 立川市曙福社会館管理運営要綱（福祉総務課）
3. 立川市福社会館施設夜間貸出要綱（福祉総務課）
4. 立川市在宅心身障害者（児）等緊急一時保護実施要綱（障害福祉課）
5. 立川市重度脳性麻ひ者等介護人派遣事業実施要綱（障害福祉課）
6. 立川市精神障害者デイサービス事業実施要綱（障害福祉課）
7. 立川市在宅人工呼吸器用自家発電装置等給付事業実施要綱（障害福祉課）
8. 立川市地域生活支援拠点等事業実施要綱（障害福祉課）

以上